パートナーシップ宣誓制度を利用しなくても利用できる主な行政サービス等

	NO.	名称	概要	受領証 の提示	問い合わせ先
救急	1	救急搬送時の同乗	従来どおり、救急搬送される際、パートナーも救急車 に同乗することができます。	不要	
	2	救急搬送証明書の交付	被搬送者から委任を受けた方は申請することができます。その際に、委任状と身分証明書の確認をします。 ※パートナーシップ宣誓をした方については、受領証を運転免許証 や保険証等の身分証明書と同等の取扱いをします。	不要	消防局 救急救命課 TEL:097-532-4199
税金	3	軽自動車税の減免 (障がい者生計一)	従来どおり、住民票上同一世帯であれば、軽自動車税 の減免申請の手続きができます。	不要	財務部 税制課 TEL:097-537-7314
金	4	税証明交付 【国民健康保険税納税証明】	従来どおり、住民票上同一世帯であれば、パートナー の納税証明を取得できます。	不要	市民部 国保年金課 TEL:097-537-5616
福祉	5	生活保護で同一世帯として認定	従来どおり、パートナーも同一世帯として申請するこ とができます。	不要	福祉保健部 生活福祉課 TEL:097-537-5706